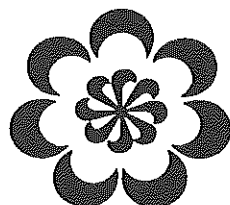


令和2年度

事業計画書



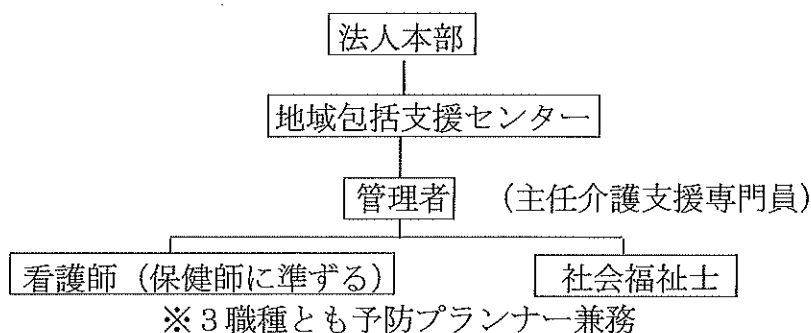
社会福祉法人 永光会

渋川市古巻地域包括支援センター
(指定介護予防支援事業所事業計画を含む)

1. 事業の概要

◎開設	平成30年 4月 1日
◎職員体制	管理者（主任介護支援専門員が兼務） 1人
	社会福祉士： 1人
	看護師（保健師に準ずる）： 1人

2. 組織図



3. 基本方針

法人理念である『春風致和』を基に、地域包括支援センター（以下、「センター」という）の専門職は、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、利用者の立場にたって以下の支援活動を行う。

また、センター職員は自らの専門性を活かし、相談者が不安から笑顔になれるよう向き合い寄り添い、委託期間第1期3年の最終年度として地域や関係者からの更なる認知・理解・信頼が得られる事業所を目指す。

I. 包括的支援事業

1. 介護予防ケアマネジメント

総合事業対象者及び要支援1、要支援2の認定を受けている方に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況等に応じて対象者自らの選択に基づき、適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を行う。

2. 総合相談支援業務

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等の支援を行う。

また、永光会として法人受託している群馬県社会福祉協議会の「群馬県ふくし総合相談事業」において、その相談窓口部署の1つとして、高齢者に限らずあら

ゆる相談者に対しても同様の支援を行う。

3. 権利擁護業務

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、権利侵害の予防や対応を行う。

4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを介護支援専門員が実践できるように、各種機関・団体の会議等への出席を通してニーズの把握や情報の共有等を図り、地域で支える仕組みづくりの基盤を整えて行く。

また、年1回以上の居宅介護支援事業所への事業所訪問によるニーズ把握を始めとし、随時個々の介護支援専門員へのサポートを行う。

II. 指定介護予防支援事業

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、その心身の状況、置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整等を行う。

III. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどのさまざまな社会資源が連携することのできる環境整備を行う。

また、そのための活動として、原則毎月開催の古巻地区民児協定例会や隔月開催の同地区地域助け合い活動推進協議体への出席、年2回以上の有馬交番及び年1回以上の市高齢者等あんしん見守りネットワーク登録事業所への訪問、その他随時市の各担当課や社会福祉協議会・渋川地区在宅医療介護連携支援センター等、それぞれに対して情報収集を行いコーディネートにつなげて行く。

IV. 地域包括ケアシステムに関すること

地域包括ケアシステムに関する事業（地域ケア会議・自立支援型地域ケア個別会議・小学生のための認知症まなびの講座・認知症サポーターステップアップ講座等の開催）を市と連携して行う。

また、法人の事業として実施している「カフェ永光荘」と連動させ、年1回以上

認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する正しい理解と認知症の方を地域で支える「応援者」のきっかけづくりを行っていく。

V. 介護予防に関する支援

年1回以上の介護予防教室の実施や、地域の介護予防サポーターと連携を図りながら随時介護予防に関する普及啓発を実施する。

VI. 介護者に対する支援

家族介護者教室を年1回以上実施する。

VII. 災害発生時の対応

災害発生時等には、国や県の指示に従い、市と連携のもと市民サービスに努める。

また、併設の特別養護老人ホームが市から「福祉避難所」としての指定を受けている点について、日頃から地域の高齢者等に対して周知して行く。

